

# 第101回安来市議会定例会 3月定例会議

## 提出議案等概要説明書

今議会に提出する議案 47件  
(議決案件46件、同意案件1件)

### ■ 3月1日提出議案

#### 【議決案件】 条例案件 10件

**議第38号** 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

建築基準法の規定による建築物の建築等に関する確認作業に従事する職員（建築主事及び建築基準適合判定資格保有者）に対して特殊勤務手当を支給するため改正を行うもの。あわせて、文言の修正を行うもの。

**議第39号** 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

根拠法令の改正により、住宅の省エネ性能の適合確認において誘導仕様基準が新設されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定において当該基準を用いて認定申請する場合の手数料を新設するため改正を行うもの。

**議第40号** 安来市和鋼博物館条例の一部を改正する条例制定について

観光交流プラザで活動している安来市文化協会を和鋼博物館に誘致することに伴い、体験学習室を事務所として利用するため、別表の体験学習室を削る改正を行うもの。

**議第41号** 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

根拠法令の改正により、施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定が削除されたことに伴い、条例についても削除するため改正を行うもの。

**議第 4 2 号** 安来市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、所要の改正を行うもの。①安全計画の策定 ②インクルーシブ保育を可能にするための緩和 ③児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定の削除 ④感染症等の予防及びまん延防止措置の明確化

**議第 4 3 号** 安来市子ども・子育て推進会議条例の一部を改正する条例制定について

根拠法令の改正により、法の条が繰り上げられたことに伴い、所要の改正を行うもの。

**議第 4 4 号** 安来市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、所要の改正を行うもの。①安全計画の策定 ②自動車運行をする場合の所在地の確認 ③業務継続計画の策定 ③感染症等の予防及びまん延防止措置の明確化

**議第 4 5 号** 安来市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の額を引き上げる改正を行うもの。

**議第 4 6 号** 安来市就農者定住促進賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

下坂田町に新たに建設した就農者定住促進賃貸住宅について、令和 5 年度から運用するため、その名称、位置を追加するもの。

**議第 4 7 号** 安来市公園条例の一部を改正する条例制定について

市が財務省から無償借地により公園として管理をしている「あたご公園」は、利用者が無く公園としての用途が無くなっている状況であり、財務省へ返還するため、別表の同公園を削る改正を行うもの。

**【議決案件】市道路線 2件**

**議第48号 市道路線の認定について**

宅地開発行為等に伴い、前飯島17号線外2本の認定を行うもの。

**議第49号 市道路線の変更について**

JR踏切廃止等に伴い、吉佐町内線外2本の変更を行うもの。

**【議決案件】指定管理者の指定 13件**

**議第50号 指定管理者の指定について**

指定施設 広瀬町名誉町民顕彰館  
指定管理者 安来市飯島町1240番地13  
社会福祉法人安来市社会福祉協議会 会長 小笹 邦雄  
指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**議第51号 指定管理者の指定の議決の一部変更について**

指定施設 湯田山荘  
指定期間 平成35年3月31日までを令和5年10月31日までに変更

**議第52号 指定管理者の指定について**

指定施設 湯田山荘  
指定管理者 安来市広瀬町梶福留1268番地  
えーひだドリーム株式会社 代表取締役 川上 義則  
指定期間 令和5年11月1日から令和8年3月31日まで

**議第53号 指定管理者の指定の議決の一部変更について**

指定施設 広瀬温泉月山の湯憩いの家  
指定期間 令和5年3月31日までを令和7年3月31日までに変更

**議第54号 指定管理者の指定について**

指定施設 山佐ダム体験交流施設  
指定管理者 安来市広瀬町上山佐1397番地2  
山佐ダム体験交流施設管理組合 組合長 福間 勝巳  
指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

**議第55号 指定管理者の指定の議決の一部変更について**

指定施設 上の台緑の村  
指定期間 令和5年3月31日までを令和6年3月31日までに変更

**議第 56 号****指定管理者の指定の議決の一部変更について**

指定施設 学習訓練センター  
指定期間 平成 35 年 3 月 31 日までを令和 7 年 3 月 31 日までに変更

**議第 57 号****指定管理者の指定について**

指定施設 荒島駅前自転車駐車場  
指定管理者 安来市荒島 2231 番地 1  
荒島地区活性化推進協議会 会長 勝部 幸治  
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**議第 58 号****指定管理者の指定について**

指定施設 安来市加納美術館  
指定管理者 安来市広瀬町布部 345 番地 27  
公益財団法人加納美術振興財団 理事長 加納 二郎  
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**議第 59 号****指定管理者の指定について**

指定施設 古代出雲王陵の丘造山公園  
指定管理者 安来市荒島町 2231 番地 1  
荒島地区活性化推進協議会 会長 勝部 幸治  
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**議第 60 号****指定管理者の指定の議決の一部変更について**

指定施設 夢ランドしらさぎ、ふれあいプラザ  
指定期間 平成 35 年 3 月 31 日までを令和 7 年 3 月 31 日までに変更

**議第 61 号****指定管理者の指定について**

指定施設 高齢者生活福祉センター  
指定管理者 安来市飯島町 1240 番地 13  
社会福祉法人安来市社会福祉協議会 会長 小笹 邦雄  
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

**議第 62 号****指定管理者の指定について**

指定施設 安来市比田いきいき交流館  
指定管理者 安来市広瀬町梶福留 1268 番地  
えーひだカンパニー株式会社 代表取締役 川上 義則  
指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【議決案件】 予算案件 21件

議第63号 令和4年度安来市一般会計補正予算（第10号）

補正額	255,000 千円
補正後予算額	27,041,704 千円
繰越明許費	10 件の追加
債務負担行為の補正	14 件の追加 1 件の廃止
地方債の補正	12,500 千円の増額

【歳入】

・市税	92,450 千円
・利子割交付金	△2,500 千円
・配当割交付金	8,700 千円
・株式等譲渡所得割交付金	△7,800 千円
・法人事業税交付金	16,300 千円
・地方消費税交付金	△28,000 千円
・環境性能割交付金	△300 千円
・分担金及び負担金	△7,613 千円
・使用料及び手数料	△17,861 千円
・国庫支出金	△100,337 千円
・県支出金	△90,544 千円
・財産収入	10,413 千円
・寄付金	1,502 千円
・繰入金	△257,800 千円
・繰越金	616,828 千円
・諸収入	9,062 千円
・市債	12,500 千円

【主な歳出】

・安来市立病院経営強化プラン策定支援業務	債務負担行為
・シニア世代スマホ購入支援事業	△4,500 千円
・やすぎマイナポイント付与事業	△54,404 千円
・障がい者総合支援事業	54,175 千円
・企業会計負担金費(病院事業)	87,804 千円
・県営農業農村整備事業負担金事業	16,618 千円
・指定管理施設補てん金	20,000 千円
・除雪対策事業	100,000 千円
・消防団車両整備事業	△15,990 千円
・小学校整備事業	△9,476 千円
・市債繰上償還	228,505 千円
・基金積立金	298,895 千円

**議第 6 4 号** 令和 4 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額	49,779 千円
補正後予算額	4,227,997 千円

**議第 6 5 号** 令和 4 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

補正額	△1,851 千円
補正後予算額	1,250,747 千円

**議第 6 6 号** 令和 4 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

補正額	△8,342 千円
補正後予算額	5,374,037 千円

**議第 6 7 号** 令和 4 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 3 号）

補正額	△1,219 千円
補正後予算額	86,936 千円

**議第 6 8 号** 令和 4 年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

補正額	△15,868 千円
補正後予算額	873,446 千円

**議第 6 9 号** 令和 4 年度安来市水道事業会計補正予算（第 4 号）

水道事業収益	補正額	10,451 千円
	補正後予算額	1,102,984 千円
水道事業費用	補正額	△14,756 千円
	補正後予算額	1,123,726 千円
資本的收入	補正額	2,549 千円
	補正後予算額	355,459 千円
資本の支出	補正額	△8,658 千円
	補正後予算額	892,312 千円

**議第 7 0 号** 令和 4 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

下水道事業収益	補正額	4,630 千円
	補正後予算額	1,052,969 千円
下水道事業費用	補正額	△1,842 千円
	補正後予算額	1,009,190 千円
資本的收入	補正額	△20,595 千円
	補正後予算額	1,390,902 千円
資本の支出	補正額	△15,909 千円
	補正後予算額	1,843,050 千円

**議第 7 1 号** 令和 4 年度安来市病院事業会計補正予算（第 2 号）

病院事業収益	補正額	221,039 千円
	補正後予算額	2,751,844 千円
病院事業費用	補正額	50,707 千円
	補正後予算額	2,671,410 千円
資本的収入	補正額	△217,593 千円
	補正後予算額	65,407 千円
資本的支出	補正額	△219,754 千円
	補正後予算額	209,256 千円

**議第 7 2 号** 令和 5 年度安来市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 26,150,000 千円（前年度当初予算額 25,150,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為、地方債の限度額等及び一時借入金の最高額を定めるもの。

**議第 7 3 号** 令和 5 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3,917,000 千円（前年度当初予算額 3,890,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

**議第 7 4 号** 令和 5 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,212,000 千円（前年度当初予算額 1,183,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

**議第 7 5 号** 令和 5 年度安来市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,244,000 千円（前年度当初予算額 5,157,000 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

**議第 7 6 号** 令和 5 年度安来市電気事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 567,700 千円（前年度当初予算額 83,100 千円）と定めるもの。また、一時借入金の最高額を定めるもの。

**議第 7 7 号** 令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 914,000 千円（前年度当初予算額 873,000 千円）と定めるもの。また、債務負担行為及び地方債の限度額等を定めるもの。

**議第 7 8 号** 令和 5 年度母里財産区特別会計予算

**議第 7 9 号** 令和 5 年度井尻財産区特別会計予算

**議第 8 0 号** 令和 5 年度赤屋財産区特別会計予算

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ母里財産区については 620 千円（前年度当初予算額 180 千円）に、井尻財産区については 170 千円（前年度当初予算額 150 千円）に、赤屋財産区については 170 千円（前年度当初予算額 120 千円）と定めるもの。

**議第 8 1 号** 令和 5 年度安来市水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,064,198 千円、収益的支出予算額を 1,103,856 千円に、また資本的収入予定額を 435,429 千円、資本的支出予定額を 849,408 千円と定めるもの。

**議第 8 2 号** 令和 5 年度安来市下水道事業会計予算

収益的収入予定額を 1,074,465 千円、収益的支出予算額を 1,019,105 千円に、また資本的収入予定額を 1,421,120 千円、資本的支出予定額を 1,855,720 千円と定めるもの。

**議第 8 3 号** 令和 5 年度安来市病院事業会計予算

収益的収入予算総額を 2,657,237 千円、収益的支出予算総額を 2,696,378 千円に、また資本的収入予算総額を 255,000 千円、資本的支出予算総額を 395,263 千円と定めるもの。

■議案その 2（定例会議最終日に提出予定）

【同意案件】 1 件

・安来市教育委員会委員の任命について

安来市教育委員会委員 1 名が令和 5 年 3 月 31 日をもって任期が満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。